

# 私が決める 明日の日本を託す人

## 投票日は7月11日

7月11日は参議院議員通常選挙の投票日です。一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして政治や選挙に十分関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策に対して正しい見る目で、大切な自分の1票をすすんで投票しましょう。

### 投票できる方

選挙人名簿に登録されていることので投票できます。

登録される方

・昭和59年7月12日以前に生まれた方

・平成16年6月23日現在で、引き続き3カ月以上、二ツ井町の住民基本台帳に登録されている方（3月23日以前に転入の手続きを済ませた方）

平成16年3月23日までに他の市区町村に転入の手続きを済ませ、その市区町村の選挙人名簿に登録される方は、二ツ井町では投票できません。

学生等で、二ツ井町に住民登録されているが、他市区町村に住んでいる方は選挙人名簿には登録されません。

### 投票時間

7月11日の投票日の投票開始は、午前7時からです。閉鎖時刻は次のように繰上げます。

#### 濁川投票所

午前7時～午後5時

#### 馬子岱投票所

午前7時～午後6時

・田代投票所

午前7時～午後7時

前記以外の投票所

### 期日前投票

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日であっても選挙期日と同じく投票を行うことができるとの仕組みです。

期日前投票のできる方

選挙期日に仕事や旅行があるなど不在者投票の事由に該当すると見込まれる方（投票の際には、不在者投票と同じく一定の事由に該当すると見込まれる内容の宣誓書の提出が必要です。）

期日前投票の日時と場所

#### 日時

6月25日（公示日の翌日）

～7月10日（投票日の前日）

#### 場所

午前8時30分～午後8時

二ツ井伝承ホール

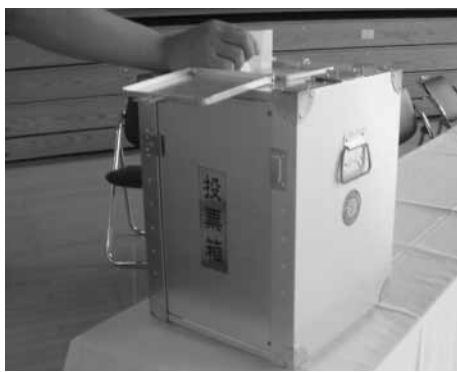
### 不在者投票

県選挙管理委員会が指定した、病院、福祉施設などに入所している方は不在者投票の対象となりますので投票用紙を施設の長に請求してください。

出稼ぎ等で遠方に出かけている方は二ツ井町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、居住地の選挙管理委員会で投票できます。

### 郵便投票

身体に重度の障害がある方は、現在いる場所から郵便による不在者投票ができます。あらかじめ郵便投票証明書を選挙管理委員会から受け、その証明書を添え



て投票用紙を請求することになります。なお、請求は投票日の4日前の7月7日までです。

### 開票

投票日当日の午後8時15分から二ツ井伝承ホールで行います。

### 入場券

投票所への入場券は、すべての世帯へ6月24日まで配達されるように発送しています。投票の際、入場券を紛失しても投票できますが、紛失することなく投票所へ持参してください。

入場券が配達されていない方は選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

（伝承ホール内）

73 3701

または総務課

73 2112